

令和8年度 児童育成クラブ 入会案内

◆児童育成クラブとは

児童福祉法に基づく「放課後児童健全育成事業」として保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校の児童に対し、適切な遊びと生活の場を与えることにより、その健全な育成を図ることを目的としています。

◆入会申込方法

必要書類を揃えて、各児童育成クラブへ直接ご提出ください。

必要書類が揃った方のみ入会決定を行います。

■ 提出期限

令和8年4月入会の方　　： 令和8年1月31日までの各児童育成クラブが指定した期日まで

令和8年5月以降入会の方　： 利用希望月の 前月15日 まで

■ 提出が必要なもの（提出確認欄は、提出前に各自ご利用ください。）

書類名	対象者	提出確認欄
① 入会申込書	全員	
② 熊本市児童育成クラブ利用に関する注意事項確認書兼同意書	全員	
③ 保護者等の状況を確認する書類（就労証明書等）	全員	
④ スポーツ安全保険代 1,000円	全員	
⑤ 利用者負担金減額・免除申請書 / 添付書類	必要な方のみ	
⑥ 入学式までの期間における利用申込書	必要な方のみ	
⑦ おやつ代等口座振替依頼書（児童育成クラブにご提出ください。）	未登録の方のみ	
⑧ 利用者負担金口座振替依頼書（各自金融機関にご提出ください。）	未登録の方のみ	



【お問い合わせ先】

〒860-8601

熊本県中央区手取本町1番1号

熊本県教育委員会事務局 放課後児童育成課

TEL:096-328-2277(平日:8:30~17:15)

1 入会の基準

次の①～③全てに該当する方が児童育成クラブへ入会できます。

① 保護者(同居の祖父母等を含む)が「就労等」で、下校時に家庭にいない又は、それと同等の(見守りができない)状況にある児童であること。※「就労」以外の事由は、5ページ目をご確認ください。

② ①の状況が、月～土曜日のうち週3日以上であること。

なお、変則勤務の場合は、直近3ヶ月間の平均就労日数が1ヶ月あたり12日以上であること。

③ 就労を理由とする場合は、就労の終了時間が右表の時間を超えていること。

※就労の終了時間が要件を満たない場合は、通勤時間も含めて判断します。

※長期休業中(春休み・夏休み・冬休み)についても、入会要件は同じです。

学年	就労の終了時間
1	午後2時
2・3	午後3時
4・5・6 ※1	午後4時
(障) ※2	午後3時

※1 4年生以上の入会は、高学年受入れクラブのみ

※2 (障)は障がいのある児童

2 利用ができる日・時間

・保護者が就労等で家庭にいない(見守りができない)日・時間に限り利用できます。

(就労証明書で証明されていない日・時間や、放課後前に就労が終了する日については、利用できません。)

・保護者の私用や申請があった「入会を必要とする事由」以外でのご利用はできません。

・就労証明書と実際の就労状況が変更になった場合や、「入会を必要とする事由」が変更になった場合(就労を理由として入会後、病気や出産で利用を継続する場合等)は、速やかに証明する書類をご提出ください。

・短期(1ヶ月)の利用も可能です。

3 開設日と開設時間

■ 開設日

次に掲げる日を除く日

◇ 日曜日、国民の祝日・休日(振替休日含む)、年末年始(12月29日～1月3日)

■ 開設時間

◇ 平　　日　　児童の下校時間から午後6時まで〔延長時間 午後6時から午後7時〕

◇ 土　　曜　　午前8時から午後6時まで〔延長時間 午後6時から午後7時〕

◇ 長期休業中　　午前8時から午後6時まで〔延長時間 午後6時から午後7時〕

■ 開設時間延長について

就労等の終了時間が午後5時を超える日が、月に1日以上ある方が対象です。(通勤時間は考慮しません。)

利用する場合は、前月15日までに「開設時間延長利用申込書」を児童育成クラブにご提出ください。

午後7時には完全閉鎖となりますので、必ず午後7時までにお迎えに来てください。

4 出欠の連絡について

・各児童育成クラブにおいて、事前に出席予定日の確認をします。

出欠の予定が変更になったときは、必ず、保護者から各児童育成クラブにご連絡ください。

・出席予定日に急遽学校を欠席する場合や、早退等する場合も、必ず各児童育成クラブにご連絡ください。

・出席予定者が1人もいない場合は、児童育成クラブは開設しません。

5 帰宅方法について

- ・各児童育成クラブが定めた帰宅方法に基づき、帰宅してください。
- ※一斉下校の時間は、日没や各小学校での指導指針を目安に設定しています。
- ・日没後は、必ずお迎えをお願いします。
- ・お迎えは、必ず午後6時(開設時間延長を利用の方は午後7時)までにお願いします。
- ・児童の安全上必要な場合は、急きよお迎えをしていただくことがあります。
- ・習い事等の個別の送り出しが行いません。
- ・一斉下校や保護者のお迎えが困難な場合は、子どもを預けたい方と子どもを預かりたい方からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター(096-345-3011)」等の利用をご検討ください。

6 児童育成クラブの退会・休会・再利用について

- ・入会の基準に該当しなくなった時点で利用はできません。速やかに「退会」の手続きを行ってください。
(離職後の求職活動期間 1ヶ月間は利用できます。)
- ・その他の事情により児童育成クラブを退会する場合には、事前に「退会」の手続きを行ってください。
退会日は、原則として月の末日とし、手続きは最終利用月の15日までに行ってください。
- ・年度内において、休会が可能です。手続きは最終利用月の15日までに行ってください。
- ・利用を再開する場合は、利用開始月の前月15日までに「再利用」の手続きを行ってください。
※「退会」・「休会」・「再利用」の手続きは、オンラインで申請してください。

オンライン申請はこちらから→
(令和8年4月1日より申請可能です。)



◇◇◇入会の基準に該当していても、次に該当する場合は退会となります。◇◇◇

- ① 入会申込にあたり虚偽又は不正があった場合
- ② 就労証明書等の確認書類の提出依頼をしても、期限までに提出がない場合
- ③ 正当な理由なく、利用者負担金を長期(3ヶ月以上)にわたり滞納した場合
- ④ クラブで徴収するおやつ代、教材費等を、指定した期限までに納付ができない場合
- ⑤ その他、児童育成クラブの運営に支障をきたすような迷惑行為等があった場合

7 緊急時等の対応について

- ・発熱や腹痛、その他体調が悪い場合は、健康管理や他の児童への感染防止のため、児童育成クラブの利用はできません。(※学年・学級閉鎖となったクラスの児童も、同様の理由で児童育成クラブの利用はできません。)
- ・出席停止となる学校感染症(新型コロナウイルス感染症等)に罹患した場合は、軽症であっても出席停止期間を経過するまで児童育成クラブの利用はできません。その後は医師の指示に従い、利用を再開してください。
- ・児童が病気やけが等により児童育成クラブの活動に参加できない状況となった場合は、速やかに保護者へ連絡します。入会申込書の「緊急連絡先」欄には、必ず連絡が取れるよう、できるだけ多くの連絡先をご記入ください。
- ・開設日であっても、施設の改修工事、災害発生時(大雨・台風等)、または学校の一斉下校等により児童の安全確保が必要と判断される場合は、施設の閉鎖や開設時間の変更を行うことがあります。(その際は、事前に保護者へご連絡します。)
- ・学校の電気設備点検のため、主に夏休み期間中に半日～終日程度閉鎖する場合があります。
- ・活動中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、全児童保護者への引渡しとなります。

8 利用者負担金(月額)

利用月	利用時間	午後6時まで	午後7時まで
8月を除いた月		5,000円	6,200円
8月		9,500円	10,700円

きょうだいが同時に在籍している場合、
2人目以降の料金は半額になります。

■ 注意事項

- ・納入義務者(保護者)が、生活保護、就学援助を受けている場合は、申請により、負担金が免除されます。
(詳しくは、「9 利用者負担金の免除について」をご確認ください。)
- ・利用者負担金の納入期限は、利用月の末日です。(月末日が閉庁日の場合は、翌開庁日)
- ・納入方法は、原則、口座振替払いとなります。(詳しくは、「13 口座振替のご案内」をご確認ください。)
- ・利用者負担金は、出席の有無に関わらず納入していただきます。
ご家庭の都合により、1ヶ月間全く利用がない場合であっても、退会や休会の手続きがなければ、利用者負担金の納入が必要です。利用しない場合は、最終利用月の15日までに退会または休会の手続きを行つてください。
- ・月の中途から入会する場合であっても、当月分の負担金が必要となります。(日割はありません。)

※正当な理由なく長期にわたり滞納した場合や、入会申込の時点できょうだいの滞納がある場合は利用をお断りします。

9 利用者負担金の免除について

経済的な理由から、児童育成クラブ利用者負担金の納付が困難な場合、次のいずれかに該当する方が申請することにより、免除となる制度があります。

- ① 納入義務者(保護者)が生活保護を受けている場合
 - ② 納入義務者(保護者)が就学援助を受けている場合

- ・児童育成クラブ利用者負担金の免除は、別途申請が必要です。自動的には免除になりませんのでご注意ください。
- ・令和7年度(2025年度)に免除決定を受けた継続入会の方も、利用年度ごとに手続きが必要です。
- ・就学援助については、各小学校または熊本市教育委員会事務局学務支援課(Tel:096-328-2716)へ直接お問い合わせください。また熊本市ホームページでもご確認いただけます。
- ・免除申請書及び関係書類は、郵送または持参により、放課後児童育成課または各児童育成クラブへ封筒に入れてご提出ください。(免除の決定につきましては、後日文書で通知します。)
- ・「就学援助申請の審査結果について(通知)」の再発行は各小学校へ、「保護適用証明書」の発行は各区役所保護課へお問い合わせください。

※就学援助申請中で、令和8年度の「就学援助申請の審査結果について(通知)」がお手元に届いていない方は、免除申請書のみ提出していただき、後日、令和8年度の「就学援助申請の審査結果について(通知)」<写し可>を必ず提出してください。

10 その他必要となる費用

利用者負担金とは別に、以下に係る費用が各児童育成クラブにおいて実費徴収されます。

- ◇ おやつ代、教材費等 実費 月額 2,000円程度（各児童育成クラブにより若干、金額が異なります。）
 - ◇ スポーツ安全保険料 傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費保険 年額 1,000円(振込手数料含む。)
- ※利用者負担金の免除申請をした場合でも、上記の実費は、免除となりません。

■ スポーツ安全保険について

- ・加入の手続等は、各児童育成クラブで行いますので、各児童育成クラブの定める方法で保険料を納入してください。
- ・保険の内容は、以下のとおりとなっており、**児童育成クラブの活動中のみの適用となります。**
- ・この保険の内容で不十分な方は、各ご家庭で民間の保険に別途加入するなどしてください。
- ・保険料の支払後、入会をキャンセルしても原則、返金できません。
- ・この保険は、治療や入院等の費用に対して支払われるものではなく、見舞金的な性質のものです。

<保険の内容>以下の内容は2025年度(令和7年度)のものです。詳しくは「公益財団法人スポーツ安全協会」のホームページをご確認ください。

○傷害保険

- ・死亡 3,000 万円 ・後遺障害 4,500 万円(最高) ・入院 1日 4,000 円(1日目から補償) ・通院 1日 1,500 円(1日目から補償)
(例) ・児童育成クラブの活動中にケガをした場合
　　・学校の休業日に自宅～クラブ～自宅を通常の道順で通学中にケガをした場合

※学校の授業日にクラブを利用した場合の登下校時は、学校の保険(日本スポーツ振興センター災害共済給付)の対象となります。

○賠償責任保険（限度額）

- 対人・対物賠償合算 1事故 5億円 ただし、対人賠償は1人1億円
(例) ・児童育成クラブの活動中、投げたボールが通行人に当たり、治療費を請求された場合
　　・加害者となり、法律上の責任が生じた場合

※故意または重大な過失があったと判断される場合は、保険金が支払われず保護者のご負担になる場合があります。

※メガネ装着時のメガネの破損については、補償の対象外となります。

11 児童育成クラブを利用する際の注意事項

- ・入会申込書の内容に変更が生じた場合、必ず、各児童育成クラブに記載事項変更届をご提出ください。
- ・勤務先が変更になった場合は、新しい勤務先の就労証明書の提出が必要です。なお、契約期間が満了になつた方は退会となりますので、契約更新(自動更新の場合を除く)の場合は、期限を迎える前に、再度就労証明書をご提出ください。
- ・習い事等で一度児童育成クラブから帰宅した場合は、原則、同じ日に児童育成クラブを利用することはできません。
- ・土曜日、長期休業中(春休み・夏休み・冬休み)は、午前8時より前に入室することはできません。長時間、外で待たせることのないよう、お子さまがご自宅を出発する時間については十分なご配慮をお願いします。
- ・児童育成クラブでは、学習指導は行いません。宿題の進捗や内容の確認はご家庭でお願いします。
- ・児童育成クラブでは、給食の提供はありません。学校で給食がない日は、必ずお弁当を持たせてください。
- ・連絡なく児童が帰宅している場合や、活動中にクラブからの飛び出しがあった場合、支援員はクラブ室内の見守りを行っているため、探しに行くことができません。ご家庭でも連絡なく帰宅しないよう、また活動中に飛び出しをしないようご指導ください。

12 保護者等の状況を確認する書類

同居の保護者及び65歳未満の同居の祖父母の方は、以下の書類の提出が必要です。

各種証明書類の証明日(記入日)は、申請日から起算して3ヶ月以内に記載された証明書を提出してください。
(各種手帳等は除く)

入会を必要とする事由	証明する書類	備考
被雇用者 ・ 就労予定者	・就労証明書 (就労予定者も同様の様式)	※記入はお勤め先 ※就労先が複数ある場合は勤め先ごとの証明が必要 ※自営の代表者が祖父(祖母)の自営業に従事している場合、祖父(祖母)の自営の状況が確認できる書類が必要。(ただし、法人格がある場合は省略可) ※就労予定者は、就労開始から3ヶ月経過後、3ヶ月間の実績が記載された就労証明書の提出が必要です。
就 労	自営業 農 業 内 職	自営の状況が確認できる書類①または② ① 最新年度分の確定申告書(第一表、第二表)の写し ※e-Taxの場合は受信通知画面の写し ② 市民税申告書の写し ※法人の代表者の方の場合 最新年度分の源泉徴収票または、最新年度分の法人税申告書の写しまたは、最新年度分の法人の決算書の写し ※①または②を提出できない場合 営業許可証または開業届の写しまたは請負契約書(労働契約書)の写し及び最近3ヶ月の事業の取引状況を確認できる書類(領収書等)
病 気 障がい	保護者の病気 保護者が障がいをお持ちの場合	診断書は原本の提出が必要 「療養期間」と「見守りができない旨」が記載されていれば、医療機関の様式でも可 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、又は療育手帳の写し
妊娠・出産 (出産月とその前後2ヶ月の合計5ヶ月間の利用)	・申立書(様式第2号-2) ・診断書(様式第2号-3)	氏名と出産予定日が確認できるページの写し ※この期間を超える育児休業中の利用はできません。
同居親族等の介護・看護	・申立書(様式第2号-2) ・診断書 ・介護保険被保険者証の写し	診断書は原本の提出が必要
就 学	・在学証明書(合格通知等) ・時間割	在学期間と授業の時間帯が確認できるものが必要

※ 単身赴任による別居の方や、同居しているおじ・おばについては、就労証明書の提出は不要です。

※ 証明書類(添付書類含)は、放課後児童育成課へ郵送いただいても構いません。(クラブ名、児童名を必ず記載してください。)

※ 提出書類の不備や、記入内容に不明な点がある場合などには、申込先の児童育成クラブ又は放課後児童育成課からご連絡します。

※ 変則就労の場合、直近のシフト表や出勤日が分かるものを提出いただく場合があります。

※ 土曜日の利用をされる場合、別途「土曜日就労証明書」の提出をお願いする場合があります。

■ 就労証明書について

・就労(被雇用者の方)は、「就労証明書(国標準様式Ⓐ)」の作成・交付をお勤め先に依頼してください。

(就労証明書(国標準様式Ⓐ)は、熊本市ホームページ上にて、公開しております。)

・すでに、令和8年度保育所等申込みのために交付を受けられた「就労証明書(国標準様式Ⓑ)」の写しでも構いませんが、児童育成クラブの利用条件等を確認できない場合は、再度提出いただくことがあります。

・電子での作成が難しい場合は、各児童育成クラブで用紙をお渡しします。

※ 詳しくは別紙の「就労証明書案内」をご覧ください。

※ 就労証明書は、保護者ご本人が作成するものではなく、保護者の就労先事業者等が作成する書類です。

※ 就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

児童育成クラブ負担金の支払いは

□口座振替

となります。

◆支払日

毎月末日(※月末日が土、日、祝日及び国民の休日の場合は翌営業日)

◆口座振替のご利用に当たっての注意

クラブに在籍しているきょうだいが、口座振替を利用されている場合でも、利用するお子様おひとりずつの登録が必要となりますのでご注意ください。(過去に児童育成クラブをご利用で、すでにご登録済みの方は、お手続きは不要です。)

◆口座振替の手続き方法

1 金融機関窓口での手続き

「口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」をクラブより受け取り、必要事項を記入のうえ、金融機関窓口でお手続きください。入会決定通知書が届く前に、お手続きできます。

※通知書番号欄は、未記入でも構いません。

4月入会の方は、3月上旬までに

2 Web 口座振替受付サービス

以下に記載されている金融機関の中で、□で囲まれた金融機関での口座振替をご希望の方は、Web口座振替受付サービスをご利用いただけます。入会決定通知書(自宅へ郵送)がお手元に届いた後、QRコードまたは、熊本市ホームページ上にて Web 口座振替受付サービス と検索しお手続きください。

手続き期限	入会決定通知書受取後から 每月7日まで
振替開始時期	毎月7日までのお手続きで、当月分から振替開始 例) 4月7日にWEB手続き → 4月分より引き落とし開始
本人確認項目	入会決定通知書に記載された「通知書番号」、金融機関名 支店名、口座番号、口座暗証番号等



WEB 口座振替受付サービス

*注意事項

入会月当月の振替開始に間に合わなかった場合は、納付書を送付しますので、振替開始月の前月分まで納付書にてお支払いください。

◆口座振替ができる金融機関

1 熊本市指定金融機関 肥後銀行本店及び全国の支店

2 熊本市収納代理金融機関 以下の本店及び全国の支店

<銀 行> みずほ・三井住友・りそな・北九州・福岡・十八親和・大分・宮崎・鹿児島

西日本シティ・長崎・熊本・豊和・南日本・ゆうちょ (沖縄県を除く九州内に限る。)

<信用金庫> 熊本・熊本第一・熊本中央

<信用組合> 横浜幸銀・熊本県

<農業協同組合> 熊本市・鹿本・熊本宇城

<そ の 他> 九州労働金庫

3 郵便局(沖縄県を除く九州内の局に限る。)

記載例

児童育成クラブ入会申込書

(市提出用)

熊本市長様

消えるボールペンで記入

しないでください。

令和 8 年 ○月

令和 8 年度

以下のとおり、児童育成クラブへのご登録を希望します。また、利用にあたって、注意事項等を適切に記入してください。

きょうだいも利用する場合は
有に○を記入。

入会年月日(利用開始日)		令和 8 年 ○月 ○日		きょうだいの同時在籍の有無: <input checked="" type="checkbox"/> 有 · 無		
児童名	ふりがな いくせい いくこ 育成 育子		男 ・ 女	生年月日 平成 1 年 6 月 5 日	学年・組 新年度の学年を記入。 組が不明な場合は、記入不要。	
保護者名	ふりがな いくせい たろう 育成 太郎		現住所	〒 860 - 8601 熊本市 中央 区 手取本町1番1号	【 <input type="checkbox"/> 校区 <input checked="" type="checkbox"/> 町内】 建物の名称および部屋番号まで 正確に記載してください。	
利用希望区分 基本時間帯のみの利用 を希望される方は1に、開設時間延長利用 を希望される方は2に ○をし、利用予定曜日に○をしてください。	1 基本時間帯のみ(午後6時まで) ···· 利用者負担金月額 5,000円(8月のみ 9,500円) 利用予定曜日 月・火・水・木・金・土					
	2 開設時間延長利用(午後7時まで) ···· 利用者負担金月額 6,200円(8月のみ 10,700円) お迎え予定時間 午後 6 時 分 ごろ 利用予定曜日 月 火 水 木 金 土				入会月から開設時間延長を利用する場合は、「2」に○をしてください。	
	(利用条件: 保護者の就労等の終了時間が午後5時を超える日が、月に1回) ※きょうだい同時利用の場合、2人目以降は上記の半額の料金です。				入会月の翌月以降に開設時間延長を利用する場合は、別途申請が必要です。	
	※負担金の免除には、別途減免利用開始日時点での年齢・内容を記入してください。					
	本人以外の家族	児童との 続柄	家族の名前(単身赴任者含む)	年齢	児童の入会を必要とする理由	勤務先等
		父	育成 太郎	38	就労 単身赴任 病気等 65歳以上 その他	○○株式会社 熊本支店
		母	育成 花子	38	就労 単身赴任 病気等 65歳以上 その他	△△職業訓練所
姉		育成 春恵	15	就労 単身赴任 病気等 65歳以上 その他 家族が学生の場合は、この欄の記載は不要です。	□□高校1年	
兄		育成 一郎	8	就労 単身赴任 病気等 65歳以上 その他	□□小学校3年	
弟		育成 二郎	5	就労 単身赴任 病気等 65歳以上 その他	□□幼稚園年中	
祖父		育成 清正	65	就労 単身赴任 病気等 65歳以上 その他		
祖母	育成 菊子	62	就労 単身赴任 病気等 65歳以上 その他	スーパー○○		
緊急連絡先						
優先順位	1(父)	携帯・勤務先	096 - **** - ****	児童の健康状態、発達状況等		
	2(父勤務先)	携帯・勤務先	080 - **** - ****	※特に配慮を要することがあれば具体的にお書きください。(アレルギー等)		
	3(父)	携帯・勤務先	090 - **** - ****	良好	心身の状況、アレルギー等の配慮の必要性を記入。	
	4(母)	携帯・勤務先	096 - **** - ****	※特にない場合は、「良好」と記入。		
	5(母)	携帯・勤務先	090 - **** - ****			
障がいの有無						
身障者手帳: 有(種級) · <input checked="" type="radio"/> 無						
療育手帳: 有(A1・A2・B1・B2) · <input checked="" type="radio"/> 無						
かかりつけの病院						
○○病院		TEL 096 - **** - ****	自宅までの略図		自宅から小学校まで 徒歩約 15 分	
□□病院		TEL 096 - **** - ****			印刷されたものを貼付される場合は、2枚目以降にも貼付してください。	

※この入会申込書は、入会時点での状況をご記入ください。

※記入事項に事実と相違する内容があった場合は、入会を取り消すことがありますので、ご注意ください。

※入会申込後、記載内容に変更があった場合は、速やかに各クラブに届け出してください。

※「保護者名」欄は、利用者負担金の納入義務者(児童が属する世帯の生計中心者)となる方をお書きください。ただし、生計中心者が、単身赴任者等で別居している場合は、同居している父または母を「保護者名」欄にお書きください。

※添付書類等の詳細は、別途配布の「児童育成クラブ入会案内」をご参照ください。

クラブ確認者 ()

利用希望区分に応じた (未・済)

証明書類の確認

備考 ()

放課後児童育成課確認者 ()

過年度・きょうだい滞納 (有・無)